参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成３０年３月１日
支出負担行為担当官
気象研究所長　隈　健一

１　当該招請の主旨

本業務については、既に運用している沖合津波観測データ同化システム用処理装置（以下、本装置）を保守するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の機能・性能・構造並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

２　業務概要

（１）業 務 名　沖合津波観測データ同化システム用処理装置の保守
（２）業務内容　沖合津波観測データ同化システム用処理装置の性能・機能に係る保守
（３）履行期間　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

３　業務目的

本件は、既に運用している沖合津波観測データ同化システム用処理装置の津波即時予測解析及びその関連機能を維持するため、同装置の障害発生時に速やかに修理等を実施することを目的とするものである。

４　応募要件

（１）　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

②　平成 28・29・30 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③　５．（３）の参加意思確認書提出期限までに、平成 28・29・30 年度に有効となる競争参加資格申請を行っていること。

④　気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（２）技術力に関する要件

沖合津波観測データ同化システム用処理装置が、津波即時予測の自動解析とその関連処理をするためのサーバ群及び大容量記憶装置から構成されている機器であることを理解し、本業務に係る作業を除き、沖合津波観測データ同化システムの運用に支障を与えない技術を有すること。

（３）設備・システムに関する要件

沖合津波観測データ同化システム用処理装置の性能と機能仕様を理解し、本業務を実施するための別添仕様書に示す個々の要件を満足するような作業を行うとともに、処理装置全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。

（４）中立性・公平性に関する要件

本公示対象の沖合津波観測データ同化システム用処理装置が、津波即時予測解析の向上を目的とした研究に使用されることにかんがみ、本業務の公益性について十分に理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（５）守秘性に関する要件

① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

（６）業務執行体制に関する要件

迅速な対応に必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

（７）業務実績に関する要件

自動処理システム用処理装置の保守・管理業務実施実績を有すること。

（８）その他必要と認める要件

本業務に必要となる機器の構造及び電子回路等の詳細な資料を使用する権利を有している、もしくは許可を受けられること。

５　手続等

（１）担当部局及び問い合わせ先

①公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１

気象研究所総務部会計課用度係　近藤　尚人

電話　029-853-8568　ＦＡＸ　029-853-8571

②技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１

気象研究所地震津波研究部第四研究室　対馬　弘晃

電話 029-853-8677(内線 502)　ＦＡＸ 029-851-3730

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

平成３０年３月１日から平成３０年３月２０日まで　（１）に同じ。

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成３０年３月２２日　１６：００まで　（１）に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しＡ４版とする）、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（１）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（４）応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

（５）応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。

（６）その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

６　その他

① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

② 関連情報を入手するための照会窓口は、５（１）に同じ

③ 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

④ ４（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

⑤ 詳細は説明書による。

⑥ 本調達は、平成 30 年度予算の成立を条件とする。